**調整給付金（不足額給付分）申請書Ⅰ**

様式第２号（第６条関係）

調整給付金（不足額給付分）とは、令和６年に支給した調整給付金の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

鹿角市長　　あて

本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。鹿角市において支給要件に該当するか審査の上で、確認書又は支給のお知らせを送付します。

|  |
| --- |
| 【本様式での申請が必要な方】令和６年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和７年１月１日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。・令和６年所得税額が令和５年所得税額より少なかった方・令和６年中に扶養親族が増えた方（例：お子様が出生された方）　・転入前市町村で令和６年度個人住民税の期限後申告をしたことで、控除不足額が増額となった方　　など |

|  |
| --- |
| **【誓約・同意事項】****□　以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**①下記の支給要件に該当する場合、これに従い算定した支給額が支給されます。算定の結果０円となった場合には、調整給付金（不足額給付分）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。【支給要件】Ⅰ＋Ⅱ（合計額に対し、１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞０となる納税義務者　Ⅰ　所得税分の所要額：３万円×減税対象人数※１　－　令和６年分所得税額　　　　　※１　納税義務者本人＋令和６年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）　Ⅱ　個人住民税所得割分の所要額：１万円×減税対象人数※２　－　令和６年度分個人住民税所得割額　　　　　※２　納税義務者本人＋令和５年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）　Ⅲ　調整給付金（当初給付分）の額②調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 |

**１．申請者**



**【代理申請を行う場合】**



**２．振込口座**

**以下のいずれか一つのチェック欄（□）にレを入れてください。**

**□　①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。**

**□　②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。）**

※原則、本人名義の口座を記入してください。

****

提出書類

□　調整給付金（不足額給付分）申請書Ⅰ

　※下記の記載漏れがないか確認してください。

（表面）□　誓約・同意事項（中部）　□　申請者の氏名等（下部）

（裏面）□　振込口座（上部）　□　署名（下部）

□　調整給付金（当初給付分）の金額がわかるもの

　※調整給付金の支給確認書、支給決定通知など。なければ令和６年度所得課税証明書等。

□　本人（代理人）確認書類

　※申請者のマイナンバーカードや運転免許証のコピーなど

□　受取口座を確認できる書類

　※通帳やキャッシュカードのコピーなど

**記載不備や添付書類不足の場合は、申請書を受け付けず補記等を求めることがあります。**

****

**お問い合わせ　〒018-5292　秋田県鹿角市花輪字荒田４番地１　鹿角市役所　市民部税務課課税班**

**電話　0186－30－0213　E-Mail　zeimu@city.kazuno.lg.jp**

**本人確認書類等貼付用紙**

|  |
| --- |
| **本人（代理人）確認書類**※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか１つ）※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付 |
|  |
| **振込先金融機関口座確認書類**（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）２．振込口座で「下記の口座への振込を希望します。」を選択した場合に添付してください。 |

|  |
| --- |
| **源泉徴収票や確定申告者などの写し** |